（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十三条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（退職共済年金の裁定の請求）	（退職共済年金の裁定の請求）
第十四条　退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第十四条**　退職共済年金（移行年金給付に限る。以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項	八　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号	イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	（新設）
九　（略）	九　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
（遺族共済年金の転給等の請求）	（遺族共済年金の転給等の請求）
第三十一条　廃止前農林共済法第五十条第一項の規定により所在不明である者の遺族共済年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第三十一条**　廃止前農林共済法第五十条第一項の規定により所在不明である者の遺族共済年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項	八　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　附則第十四条第一項第八号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	（新設）
2　（略）	2　（略）
（支払未済の給付の請求）	（支払未済の給付の請求）
第四十九条　廃止前農林共済法第二十八条又は旧制度農林共済法第二十八条の規定による給付（以下この条において「支払未済の給付」という。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第四十九条**　廃止前農林共済法第二十八条又は旧制度農林共済法第二十八条の規定による給付（以下この条において「支払未済の給付」という。）の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項	五　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　附則第十四条第一項第八号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	（新設）
2・3　（略）	2・3　（略）